

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案 イメージ図

目的
特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること

地域人口の急減に直面している地域

一次産業
(農林漁業)
二次産業
(製造業等)
三次産業
(サービス産業)
その他団体

組合員又はその従業者等

特定地域づくり事業
企画立案
組合員の事業に従事

料金

地域内の事業者

賦課金負担
出資

特定地域づくり人材
地域づくり事業協同組合
= 地域づくり人材のベースキャンプ

給与支給
所得の安定
社会保障の確保

認定

(10年更新制)

- 特定地域づくり事業協同組合に対する情報の提供、助言、指導その他の援助
- 特定地域づくり事業協同組合に対する必要な財政上の措置

<組合の認定要件>
①自然的経済的社会的条件からみて一体であり支援が必要な地区
②特定地域づくり事業の適正な実施が可能
③地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資する
④組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制

都道府県知事